

長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱

平成24年2月20日

告示第85号

改正 平成25年3月29日告示第248号
平成25年7月3日告示第502号
平成27年4月23日告示第288号
平成27年10月1日告示第613号
平成28年3月10日告示第128号
平成28年3月30日告示第185号
平成28年4月25日告示第330号
平成29年9月19日告示第731号
令和元年7月31日告示第485号
令和6年3月29日告示第240号
令和8年3月3日告示第116号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号。次条第4号から第6号までにおいて「条例」という。）第12条の規定に基づき、本市が締結する各種契約等から暴力団、暴力団員及び暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）を排除し、その適正な履行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 各種契約等 長崎市が締結する全ての契約をいう。ただし、市長が別に定める契約を除く。
- (2) 契約希望者 次に掲げる者をいう。

ア 各種契約等に係る競争入札に参加するため、長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行）

第5条第1項又は長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和63年12月1日施行）第6条第1項の規定による認定を受けている者

イ アに規定する者以外の者で本市が締結する各種契約等の相手方となるために申請等を行った者（アの認定を取り消された者を含む。）

(3) 役員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。

(4) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

(6) 暴力団関係者 条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。

(7) 不当要求等 合理的な理由がないにもかかわらず、暴行、脅迫、威圧する言動その他の不当な手段により、違法若しくは不適正な要求をし、又は業務（本市の委託した業務を含む。）の履行の障害となる行為をすることをいう。

(8) 指名停止 第2号アに規定する契約希望者に対し、次に掲げるいずれかの措置を講じることをいう。

ア 一般競争入札の参加資格を認めないこと。

イ 指名競争入札の指名をせず、又は指名を取り消すこと。

ウ 随意契約の相手方としないこと。ただし、目的、内容等によりその相手方としない場合を除く。

(9) 排除措置 第2号イに規定する契約希望者に対し、前号アからウまでに掲げるいずれかの措置を講じることをいう。

（指名停止等）

第3条 市長は、前条第2号アに規定する契約希望者が別表第1各号に規定

する措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、その区分に応じ、それぞれ同表措置期間の欄に定める期間（以下「措置期間」という。）の範囲内で指名停止をするものとする。この場合において、市長が適正を期するために必要があると認めるときは、第12条の規定により設置する長崎市暴力団等排除審査委員会の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止をしたときは、当該契約希望者に対し、競争入札参加の指名停止通知書（第1号様式）により通知するものとする。

（排除措置等）

第4条 前条の規定は、第2条第2号イに規定する契約希望者に対する排除措置について準用する。この場合において、前条第1項中「指名停止」とあるのは「排除措置」と、同条第2項中「指名停止をしたとき」とあるのは「排除措置をしたとき」と、「競争入札参加の指名停止通知書（第1号様式）」とあるのは「長崎市各種契約等における排除措置通知書（第2号様式）」とする。

（指名停止又は排除措置の特例）

第5条 市長は、契約希望者が、措置要件に該当し、かつ、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、措置期間の最長のものの2倍に相当する期間の範囲内で指名停止をし、又は排除措置をすることができるものとする。この場合においては、第3条第1項後段の規定を準用する。

- (1) 指名停止又は排除措置の期間（以下「停止期間」という。）が満了してから3年を経過するまでの間に措置要件のいずれかに該当したとき。

- (2) 措置要件のいずれかに該当することを故意に隠蔽したとき。
- (3) 公衆に多大な損害又は不利益を生じさせたとき。
- (4) その他前3号に準ずる事由に該当する場合で特に必要があるとき。

(停止期間の延長等)

第6条 市長は、第3条又は第4条の規定により別表第1第1号から第6号までに規定する措置要件のいずれかに該当し、指名停止をされ、又は排除措置をされている契約希望者が、停止期間が満了する時において措置要件に該当していると認めるときは、第11条の規定により長崎県警察本部から提供される情報によって当該契約希望者が措置要件に該当していないことが確認できるまでの間、指名停止又は排除措置を延長するものとする。

2 市長は、指名停止をされ、又は排除措置をされている契約希望者が、前条各号に掲げる事由のいずれかに該当していると認めるときは、当該契約希望者に係る停止期間（前項の規定により停止期間の延長をされた場合にあつては、延長後の停止期間）を当該停止期間に措置期間を加えた期間まで延長することができるものとする。この場合においては、第3条第1項後段の規定を準用する。

3 市長は、第1項又は前項の規定により停止期間の延長をしたときは、第2条第2号アに規定する契約希望者に対しては競争入札参加の指名停止期間変更通知書（第3号様式）により、同条第2号イに規定する契約希望者に対しては長崎市各種契約等における排除措置期間変更通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(指名停止又は排除措置の解消又は解除)

第7条 指名停止をされ、又は排除措置をされている契約希望者の当初の停止期間が満了する時において、前条第1項の長崎県警察本部による

確認の結果、当該契約希望者が措置要件に該当しないことが判明した場合は、当該契約希望者に係る指名停止又は排除措置は解消されるものとする

- 2 市長は、前条第1項又は前条第2項の規定により指名停止又は排除措置を延長した場合において、その延長中の期間に、前条第1項の長崎県警察本部による確認の結果、契約希望者が措置要件に該当しないことが判明したときは、直ちに、当該契約希望者に係る指名停止又は排除措置を解除するものとする。
- 3 前項の場合において、第2条第2号アに規定する契約希望者に対しては競争入札参加の指名停止解除通知書（第5号様式）により、同条第2号イに規定する契約希望者に対しては長崎市各種契約等における排除措置解除通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（下請負等の禁止）

第8条 市長は、指名停止をされ、又は排除措置をされている契約希望者が各種契約等の下請負をし、又は受託をすることを認めないものとする。

（共同企業体に係る措置）

第9条 第3条から前条までの規定は、指名停止をされ、又は排除措置をされた契約希望者を構成員に含む共同企業体について準用する。

（不当要求等への対応）

第10条 契約希望者は、本市との契約において、暴力団等からその履行に関して不当要求等を受けたときは、速やかに、不当要求等報告書（第7号様式）により市長に報告し、かつ、警察へその旨を届出なければならない。

- 2 市長は、契約希望者が本市との契約において、直接又は間接に指揮、

監督等を行うべき下請人又は受託者が、暴力団等から不当要求等を受けたときは、前項に規定する措置を執るよう当該契約希望者に求めるものとする。

3 市長は、第1項又は前項の規定による報告があった場合において、各種契約の履行の遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて当該履行の期間延長等の措置を講じるものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による報告があったときは、その報告に係る事案に対応する者を配置する。この場合においては、当該対応者には各種契約等を締結する所属長をもって充てる。

(措置要件の確認)

第11条 市長は、契約希望者に係る措置要件のうち、別表第1第1号から第6号までに規定する措置要件の該当の有無を確認するときは、長崎県警察本部との間で別に締結する協定に基づき提供される情報により行うものとする。

(委員会の設置等)

第12条 指名停止又は排除措置に関する審議を行うため、本市に長崎市暴力団等排除審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、別表第2に掲げる委員をもって構成する。

3 委員会は、市長の職務を代理する第1順位の副市長（以下この項及び別表第2において「副市長」という。）が主宰する。ただし、副市長に事故があるときは、あらかじめ副市長が指名する者が主宰する。

4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、主宰する者の決するところによる。

6 委員会は、必要があると認めるときは、警察の意見を聴くため、委員会へその参加を求めるものとする。

(委員会の庶務)

第13条 委員会の庶務は、財務部契約検査課が行う。

(守秘義務)

第14条 委員会の委員及び関係職員は、この要綱の定めに基づき知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係機関との連携)

第15条 市長は、この要綱の運用にあたっては、長崎市不当要求行為等対策要綱（平成16年4月1日施行）に準じて行動するとともに、警察その他関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成24年2月20日告示第85号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に次項の規定による廃止前の長崎市建設工事等暴力団対策要綱（昭和63年4月1日施行）により指名停止をされた契約希望者は、この要綱の規定により指名停止をされた契約希望者とみなす。

(長崎市建設工事等暴力団対策要綱の廃止)

3 長崎市建設工事等暴力団対策要綱は、廃止する。

(長崎市建設工事等検査要綱等の一部改正)

4 次に掲げる要綱の規定中「長崎市建設工事等暴力団対策要綱（昭和63

年4月1日施行)」を「長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）」に改める。

- (1) 長崎市建設工事の指名基準に係る要綱（平成13年4月25日施行）
- (2) 長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱（平成14年長崎市告示第184号）
- (3) 長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号）
附 則（平成25年3月29日告示第248号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の別表第1各号に規定する措置要件に該当することにより指名停止又は排除措置をされた契約希望者は、改正後の別表第1各号に規定する措置要件に該当することにより指名停止又は排除措置をされた契約希望者とみなす。

附 則（平成25年7月3日告示第502号）

この要綱は、平成25年7月3日から施行する。

附 則（平成27年4月23日長崎市告示第288号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年10月1日長崎市告示第613号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月10日長崎市告示第128号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日長崎市告示第185号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月25日長崎市告示第330号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年9月19日長崎市告示第731号）

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月31日長崎市告示第485号）

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日長崎市告示第240号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月3日長崎市告示第116号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の次に掲げる要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

- (1) 長崎市優秀工事表彰要綱
- (2) 長崎市建設工事等制限付一般競争入札実施要綱
- (3) 長崎市物品調達等制限付一般競争入札実施要綱
- (4) 長崎市プロポーザル方式実施要綱
- (5) 長崎市オープンカウンタ実施要綱
- (6) 長崎市元請・下請関係適正化指導要綱

別表第1（第3条関係）

措 置 要 件	措 置 期 間
(1) 契約希望者（法人及びその他の団体にあつては、役員を含む。）が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第3号に掲げる者（長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）であること。	当該事実が解消されるまでの期間
(2) 契約希望者が長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第31条第2項の勧告又は同条第3項の規定による契約解除の要求を受け、正当な理由なく当該勧告及び契約解除の要求に従わないこと。	6月以上12月以内の期間
(3) 契約希望者が自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用したこと。	2月以上6月以内の期間
(4) 契約希望者が法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与をしたこと。	
(5) 契約希望者が正当な理由なく暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力したこと。	
(6) 前各号に掲げるもののほか、契約希望者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すること。	
(7) 契約希望者が本市の各種契約等の履行に関して暴力団等から不当要求等を受けたにもかかわらず警察への届け出をせず、かつ、市長へ報告しなかったこと。	2月以上4月以内の期間

別表第2（第12条関係）

委 員
副市長
財務部長
環境部長
水産農林部長
土木部長
まちづくり部長
建築部長
中央総合事務所長
東総合事務所長
南総合事務所長
北総合事務所長
上下水道局事業部長

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

長崎市長

競争入札参加の指名停止通知書

このことについて、長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱第3条の規定により、次のとおり指名停止をしたので通知する。

1 指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで（ か月）

2 理 由

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

長崎市長

長崎市各種契約等における排除措置通知書

このことについて、長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱第4条において準用する同要綱第3条の規定により、本市が締結する各種契約等から次のとおり排除措置をしたので通知する。

1 排除措置期間 年 月 日から
年 月 日まで（ か月）

2 理 由

第 号
年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名 様

長崎市長

競争入札参加の指名停止期間変更通知書

さきに 年 月 日付け 第 号をもって通知した競争入札参加の指名停止について、次のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

1 変更前の指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで（ か月）

2 変更後の指名停止期間 年 月 日から
年 月 日まで（ か月）

3 理 由

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

長崎市長

長崎市各種契約等における排除措置期間変更通知書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって通知した本市が締結する各種契約等における排除措置について、次のとおり当該排除措置の期間を変更したので通知する。

1 変更前の排除期間 年 月 日から
年 月 日まで（ か月）

2 変更後の排除期間 年 月 日から
年 月 日まで（ か月）

3 理 由

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
様

長崎市長

競争入札参加の指名停止解除通知書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって通知した競争入札参加の指名停止について、次のとおり当該指名停止を解除したので通知する。

1 指名停止解除日 年 月 日から

2 理 由

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

長崎市長

長崎市各種契約等における排除措置解除通知書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって通知した本市が締結する各種契約等における排除措置について、次のとおり当該排除措置を解除したので通知する。

1 排除の解除日 年 月 日から

2 理 由

第7号様式（第10条関係）

不当要求等報告書

所在地
商号又は名称
代表者氏名
報告者・電話番号

1 対象工事（業務）

工事（業務）名	
工事（業務）場所	
工期（履行期間）	
発注担当所属	

2 不当要求等の相手方等

所属・氏名	
住所	
不当要求日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
不当要求方法	電話・面談（場所： ） その他（ ）
応対者	（職・氏名）

3 不当要求等の内容

--

4 警察への通報（通報の有無： 有 ・ 無 ）

通報の日時	年 月 日（ ）
担当者名	警察署 課
警察の指示等	